

令和2年3月5日

新型コロナウイルスの感染防止対策に係る本学の学外実習に関する全学的方針

< 学外実習に関する全学的方針 >

本学の授業科目における学外実習の取扱いについては、学生の資格取得や卒業要件等のための単位取得上、重要な活動であるので、原則的に実施する。

なお、本学対策本部の方針を踏まえ、厚生労働省の感染防止対策等による以下の実習実施基準に十分留意し、高齢者施設を含む社会福祉施設、医療機関、学校等の実習先施設周辺の新型コロナウイルス感染状況を確認したうえで、実習先の実習受入れの意向に基づき実施することとする。

< 実習実施基準 >

- 1) 担当教員は、実習先の受入れの可否を確認し、実習を実施する。
- 2) 担当教員・履修学生は、発熱等の風邪の症状が見られるときは、実習に参加せず、自宅療養すること。(なお、文部科学省・厚生労働省からの令和2年2月28日付事務連絡等に基づき、資格取得や卒業要件等のための単位取得に必要な補講等の教育は、本学が保証する。)
- 3) 担当教員・履修学生は、石鹸やアルコール消毒液などでこまめに手を洗い、咳・くしゃみなどを手で押さえず、咳エチケットを行う、マスクを着用するとともに、各自の健康維持と定期的な検温を含めた健康管理に努めること。

東京家政大学・東京家政大学短期大学部 学長